

意見書案第1号

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

令和4年9月22日提出

提出者 観音寺市議会総務委員会
委員長 友 枝 俊 陽

(提案理由)

現行民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとされていますが、当該規定は現代の社会的変化に合っていないとの指摘があります。また、国が進めている旧姓の通称使用については、戸籍姓との使い分けが煩雑であり、改姓を望まない者にとっての根本的な解決にはなりません。

最高裁判所の判断では、夫婦同姓制度を合憲としつつも、夫婦の氏についての制度のあり方は国会の審議に委ねるとされております。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、選択的夫婦別姓制度の法制化について、国会及び政府における早期かつ積極的な議論を行うことを求めます。

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとしているが、家族のあり方も多様化した女性活躍の推進される現代において、当該規定には社会的変化に合っていないとの指摘がある。国においては、旧姓の通称使用の拡大にむけた取り組みを進めているが、戸籍姓との使い分けは煩雑であり、改姓を望まない者にとって旧姓の通称使用は根本的な解決にはならない。

こうした中、最高裁判所においては、夫婦同姓制度を合憲としつつも夫婦の氏についての制度のあり方は国会の審議に委ねるという判断を示している。

よって、多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、国会及び政府の責務として、選択的夫婦別姓制度の法制化について、早期に積極的な議論を行うよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

香川県観音寺市議会